

# 行政資料 pickup!



バックナンバーはこちらから  
医療関係者向け情報サイト  
「武田テバDI-net」定期情報誌  
<https://www.med.takeda-teva.com/di-net/opdbox/info/index.html>

## 【調剤】「連携強化加算」の施設基準等の見直しについて

調剤報酬点数表における「連携強化加算」の施設基準が4月1日より一部見直されました。  
本資料では、連携強化加算の概要や2023年度の施設基準、届出についてご紹介します。

### 連携強化加算

2022年度調剤報酬改定にて新設された点数。

災害や新興感染症の発生時等における医薬品供給や衛生管理に係る対応など、地域において必要な役割を果たすことができる体制の確保を評価するもの。

地域支援体制加算を算定している薬局が、施設基準を満たす場合、調剤基本料に**2点**を加算できる。

### 施設基準(2023年4月からの変更点は下線で表記)

#### 【他の保険薬局等との連携に係る体制】

- ①災害や新興感染症の発生時等に、医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行う体制を確保すること。
  - ・ 薬局機能を維持し、避難所・救護所等における**医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行うこと。**
  - ・ **災害の発生時における薬局の体制や対応について手順書等を作成し、**薬局内の職員に対して共有していること。
  - ・ 災害や新興感染症の発生時等において、医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行うことについて、**薬局内で研修を実施**する等、必要な体制の整備が行われていること。
- ②都道府県等の行政機関、地域の医療機関若しくは薬局又は関係団体等と適切に連携するため、災害や新興感染症の発生時等における対応に係る地域の協議会又は研修等に積極的に参加するよう努めること。
  - ・ 災害や新興感染症の発生時等における対応に係る**地域の協議会、研修又は訓練等に参加するよう計画を作成**すること。
  - ・ 協議会、研修又は訓練等には、年1回程度参加することが望ましい。
  - ・ 参加した場合には、必要に応じて地域の他の保険薬局等にその結果等を共有すること。
- ③災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保していることについて、ホームページ等で広く周知していること。
  - ・ **薬局内での掲示又は当該薬局のホームページ等において公表**していること。
  - ・ 自治体や関係団体等(都道府県薬剤師会又は地区薬剤師会等)のホームページ等においても、災害や新興感染症の発生時等に係る対応等が可能である旨、広く周知されていることが望ましい。

## 施設基準(2023年4月からの変更点は下線で表記)

### 【都道府県等からの医薬品の供給等の協力要請への対応】

①は必須要件 + ②又は③のいずれかを満たす必要あり。

- ①「新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットの販売対応の強化について」(2022年12月27日医薬・生活衛生局総務課事務連絡)に対応した取り組みを実施していること。
- ②公的な管理の下で配分される新型コロナウイルス感染症治療薬の対応薬局として都道府県等に指定され、公表されていること。
- ③一般流通が行われている新型コロナウイルス感染症の治療薬を自局で備蓄・調剤していること。  
※これまでにPCR等検査無料化事業に係る検査実施事業者として協力しており、本加算の届出を行っていた保険薬局は、2023年9月30日までの間は①のみを満たしている場合でも、本加算を算定可能。

「新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットの販売対応の強化について」(2022年12月27日医薬・生活衛生局総務課事務連絡)

【抗原検査キットを販売する薬局及び店舗販売業の周知】

夜間休日・年末年始に地域住民が抗原検査キットを購入できるよう、地域の薬局・店舗販売業で連携し、自治体と協力して対応・周知すること。

対応例：休日・年末年始に処方箋対応を行う薬局をあらかじめ定めておく「当番制」を取り入れている場合には、当番薬局が抗原検査キットを販売する 等

周知例：「休日・年末年始に抗原検査キットを購入できる薬局・店舗」の一覧や地図等を自治体等のホームページや広報紙等において広報することや、地域の薬局・店舗において掲示を行うこと 等

### 【疑義解釈より】

地域において薬局・店舗販売業や自治体との連携・協力を通じて、夜間休日などでも抗原定性検査キットを地域住民が入手できるような販売体制を取っていることで、前ページの①を満たしていると解してよい。

なお、開局時間、時間外対応(対応方法・連絡先等)等の抗原検査キットの販売体制について、自治体、関係団体等(都道府県薬剤師会又は地区薬剤師会等)のホームページ、広報誌等において広報することや、薬局において内側及び外側の見やすい場所に掲示を行うこと等、広く周知すること。

## 届出

- 施設基準通知の別添2の様式87の3の4に必要事項を記載した上で地方厚生(支)局へ届出を行うこと。
- ①抗原検査キットの販売対応の強化の取り組みを実施していることについて、自治体等のホームページ等で公表されていることが確認できるウェブページのコピー等を添付すること。
- 2023年3月31日時点で連携強化加算の届出を行っている保険薬局であって、2023年4月1日以降も要件を満たす場合、届出は不要である。

調剤報酬点数表における「連携強化加算」の施設基準等の取扱いについて(厚生労働省) <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001077702.pdf>

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(厚生労働省) <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001080631.pdf>

新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ同時期流行下における新型コロナウイルスに係る抗原定性検査キットの販売対応の強化について(厚生労働省) <https://www.mhlw.go.jp/content/001034360.pdf>

疑義解釈資料の送付について(その46)(厚生労働省) <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001083333.pdf> を加工して作成

本資料は、2023年4月20日時点の情報に基づき、編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。  
本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

発行：武田テバファーマ株式会社 エクスターナルリレーションズ